

改 正	昭和 54 年 6 月 26 日	漁政第 266 号	平成 14 年 7 月 5 日	水振第 667 号	平成 16 年 11 月 12 日	団 第 472 号
	昭和 56 年 7 月 29 日	漁政第 196 号	平成 14 年 11 月 18 日	水振第 839 号	平成 17 年 7 月 15 日	団 第 69 号
	昭和 59 年 3 月 13 日	漁政第 527 号	平成 14 年 12 月 13 日	水振第 879 号	平成 18 年 8 月 31 日	団 第 318 号
	昭和 60 年 8 月 2 日	漁政第 217 号	平成 15 年 3 月 7 日	水振第 1036 号	平成 24 年 3 月 30 日	団 第 495 号
	昭和 63 年 11 月 18 日	漁政第 569 号	平成 15 年 4 月 17 日	団 第 84 号	平成 26 年 9 月 19 日	団 第 228 号
	平成 2 年 1 月 26 日	漁政第 903 号	平成 15 年 5 月 6 日	団 第 121 号	平成 27 年 3 月 30 日	団 第 434 号
	平成 4 年 2 月 17 日	漁政第 1247 号	平成 15 年 6 月 11 日	団 第 226 号	平成 28 年 3 月 31 日	団 第 431 号
	平成 6 年 4 月 6 日	漁政第 33 号	平成 15 年 8 月 6 日	団 第 391 号	平成 29 年 3 月 24 日	団 第 397 号
	平成 7 年 10 月 25 日	漁政第 537 号	平成 15 年 9 月 4 日	団 第 459 号	平成 30 年 3 月 23 日	団 第 332 号
	平成 8 年 5 月 20 日	漁政第 231 号	平成 15 年 10 月 3 日	団 第 526 号	平成 31 年 4 月 3 日	団 第 40 号
	平成 8 年 11 月 29 日	漁政第 612 号	平成 15 年 10 月 31 日	団 第 578 号	令和 2 年 4 月 13 日	団 第 52 号
	平成 9 年 2 月 20 日	漁政第 770 号	平成 15 年 12 月 3 日	団 第 636 号	令和 2 年 11 月 16 日	団 第 246 号
	平成 12 年 5 月 31 日	漁政第 385 号	平成 16 年 1 月 14 日	団 第 696 号	令和 3 年 3 月 4 日	団 第 342 号
	平成 13 年 5 月 16 日	水振第 468 号	平成 16 年 2 月 10 日	団 第 759 号	令和 3 年 4 月 13 日	団 第 24 号
	平成 13 年 5 月 29 日	水振第 500 号	平成 16 年 3 月 1 日	団 第 800 号	令和 4 年 3 月 3 日	団 第 298 号
	平成 13 年 6 月 8 日	水振第 528 号	平成 16 年 3 月 31 日	団 第 903 号	令和 4 年 4 月 18 日	団 第 48 号
	平成 13 年 7 月 3 日	水振第 582 号	平成 16 年 4 月 30 日	団 第 111 号	令和 5 年 5 月 8 日	団 第 39 号
	平成 13 年 8 月 14 日	水振第 672 号	平成 16 年 6 月 22 日	団第 111-2 号	令和 6 年 7 月 24 日	団 第 138 号
	平成 14 年 2 月 20 日	水振第 1003 号	平成 16 年 7 月 28 日	団第 111-3 号	令和 8 年 9 月 2 日	団 第 151 号
	平成 14 年 4 月 2 日	水振第 5 号	平成 16 年 9 月 29 日	団第 111-4 号		

岩手県漁業近代化資金事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、漁業者等に対して漁業協同組合その他の融資機関が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号。以下「法」という。）、漁業近代化資金融通法施行令（昭和 44 年政令第 209 号。以下「令」という。）、漁業近代化資金融通法施行規程（平成 28 年農林水産省告示第 2373 号）、漁業近代化資金融通要綱（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁第 2705 号農林水産事務次官依命通知）、漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 水漁第 2708 号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）、漁業近代化資金利子補給規則（昭和 44 年岩手県規則第 76 号。以下「規則」という。）及び漁業近代化資金等管理事務電算処理要領（昭和 53 年 8 月 21 日付け漁政第 300 号岩手県林業水産部長通達。以下「電算要領」という。）並びに県が融資機関との間に締結する漁業近代化資金利子補給契約書（以下「契約書」という。）に基づき、県及び融資機関が行う漁業近代化資金について、貸付け、利子補給承認申請等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 漁業近代化資金の内容

1 借受資格者及び融資機関

（1）借受資格者

漁業近代化資金の借り入れができる者は、法第2条第1項に定める者であつて、次に掲げるもの（以下「漁業者等」という。）である。

ア 漁業を営む個人

イ 漁業生産組合

ウ 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第1項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が3,000トン以下であるもの

エ 水産加工業を営む個人

オ 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が300人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下であるもの

カ 漁業協同組合

キ 漁業協同組合連合会

ク 水産加工業協同組合

ケ 水産加工業協同組合連合会

コ 法第2条第1項第10号に掲げる団体又は法人（具体例については、ガイドライン第2の1コに記載のとおり。）

（2）融資機関

漁業近代化資金を貸し付けることができる融資機関は、法第2条第2項に定める者であつて、次に掲げるものである。

ア 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付事業を行う漁業協同組合又は水産加工業協同組合（以下「単協」という。）

イ 東日本信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）

ウ 農林中央金庫（以下「中金」という。）

2 貸付限度額

漁業近代化資金の貸付限度額（一漁業者等あたりの貸付金の残高の合計額をいう。以下同じ。）は、次表のとおりである。ただし、法第2条第3項第1号に基づき、漁業近代化資金を借り入れる漁業者等に係る貸付金の合計額が、当該漁業者等の経営規模及び事業計画からみて妥当なものであることを前提に、次のいずれかの理由がある場合において知事が承認したときは、その承認した額とする。

ア 当該資金が、当該漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に特に資すると認められる①漁船の改造、建造又は取得②施設の改良、造成又は取得③水産動植物の種苗の購入又は育成④その他の取組に必要な資金であること。（具体例については、ガイドライン第2の6（3）ア記載のとおり。）

イ 当該資金を活用し、漁業経営上、不可欠な改造、建造又は取得する漁船で、過度な装備でないものであり、かつ、同じ漁業種類を営む他の漁業者と比較して、価格水準が同じであると認められること。

借 受 者	貸付限度額
(1) 漁業協同組合 (2) 漁業協同組合連合会 (3) 水産加工業協同組合 (4) 水産加工業協同組合連合会	12 億円
(5) 漁業を営む個人、漁業生産組合及び漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）のうち総トン数 20 トン以上 130 トン未満の漁船を使用して漁業を営む者であって、総トン数 20 トン以上 の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 20 トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な漁業近代化資金を借り受ける者 (6) 漁業生産組合及び漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）のうち養殖業を営む者であって、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は指定水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な漁業近代化資金を借り受ける者 (7) 漁業を営む個人及び法人、漁業生産組合並びに水産加工業を営む個人及び法人（(6)に掲げる者を除く。）のうち、漁業（総トン数 20 トン未満の漁船を使用するものに限る。）、養殖業又は水産加工業のいずれか二以上を併せ営む者であって、総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造、養殖業に必要な施設の改良、造成若しくは取得、指定水産動植物の種苗の購入若しくは育成又は水産加工業に必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な漁業近代化資金を借り受ける者	3 億 6 千万円
(8) 漁業を営む個人のうち、漁船を使用して漁業を営む者及び養殖業を営む者であって、次に掲げるもの ア 漁船を使用して営む漁業（養殖業を除く。）に必要な総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造又は施設の改良、造成若しくは取得に必要な漁業近代化資金を借り受ける者 イ 養殖業に必要な総トン数 20 トン未満の漁船の建造若しくは取得若しくは改造後の漁船の総トン数が 20 トン未満である場合におけるその漁船の改造、施設の改良、造成若しくは取得又は指定水産動植物の種苗の購入若しくは育成に必要な漁業近代化資金を借り受ける者 ウ 漁家民宿施設の改良又は造成に必要な漁業近代化資金を借り受ける者 (9) 漁業生産組合（(5)から(7)までに掲げる者を除く。） (10) 漁船（20 トン以上 130 トン未満の漁船を除く。）を使用して漁業を営む法人（(7)に掲げる者を除く。） (11) 水産加工業を営む個人及び法人	9 千万円
(12) 漁業を営む個人（(8)に掲げる者を除く。） （漁船漁業と養殖業以外の漁業）	1 千 8 百万円
(13) 法第 2 条第 1 項第 10 号 に掲げる団体又は法人	法第 2 条第 3 項第 1 号 ニ及びホに定める額

3 貸付金額の下限

漁業近代化貸金の貸付金額の下限は、原則として1件当たり10万円とする。

4 資金の種類、融資対象範囲、利率、償還期限及び据置期間等

(1) 漁業近代化資金の種類は、規則第2条によるものとし、次表のとおり略称するものとする。

略 称	資金の分類	略 称	資金の分類
1号の1資金	20トン未満の漁船	5号資金	種苗の購入又は育成
1号の2資金	20トン以上の漁船	6号資金	環境整備施設
2号資金	水産物加工施設等	7号資金	漁場改良造成施設等
3号資金	漁場改良造成用機具等		
4号資金	養殖施設		

(2) 資金の融資対象の範囲

ア 建築物等

建築物及び構築物の施設に対する融資は、原則として新築又は増改築の場合とし、復旧及び補修については事情やむを得ないと認められる場合に限るものとする。

イ 融資の対象施設と対象外施設とを併設する場合

借入申込者の経営等の実情からそれらが合理的、かつ、有効であると認めるときは、対象施設たる部分に要する経費について融資することができるものとする。

ウ 附帯施設の範囲

(ア) 当該施設の機能が十分発揮されるために必要な施設として電気施設、用排水施設、上下水道等を含めることができる。

(イ) 共同利用施設の場合には、従業員宿舎、事務所（その使用目的が専ら融資対象施設の運営のための事務の処理にあたる場合）及び車庫（収容する車も融資対象である場合）等を含めることができる。

エ 敷地の取得費

当該施設に必要な最小限度において、敷地の取得又は造成費を事業費に含めることができる。ただし、敷地の取得を必要とする計画の場合でも当該年度において敷地のみを取得し、次年度以降に構築物を建設しようとするときは、その敷地については融資対象としない。

オ 旧債整理資金

漁業近代化貸金を旧債務の償還等に充当することはこの制度の趣旨に沿わないので融資対象としない。

カ 中古漁船等の購入

中古漁船等であっても、漁業経営の近代化に資すると認められる場合は融資対象とすることができる。この場合、償還期限等については、中古資産の耐用年数等を考慮して決めるものとする。

キ 4号資金について

定置網の取得については、その全体を新たに取得する場合のほか、定置網を構成する網（垣網、囲い網、昇り網、箱網等）を個別に取得する場合についても、融資対象とすることができる。

(3) 資金の融資条件及び基準

漁業近代化資金の融資は、漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することが期

待されるものであることを前提条件とする。したがって、融資の決定は、おおむね次の基準に該当する場合でなければならない。

ア 漁船隻数の増加又は協業若しくは合併に伴う漁船の更新等によって、漁場利用の合理化を図りつつ、経営規模拡大を図るものであること。

イ 漁船の動力化、大型化、省力化、安全性能の向上、船内労働環境の改善等によって、被代船よりも漁船性能の向上又は装備の近代化を図るものであること。

ウ 水産資源の適正な利用を図りつつ、生産性の高い漁業への転換を図るものであること。

エ 能率的な漁具、又は能率的な漁法を行うに必要な施設の導入を図るものであること。

オ 養殖業の経営規模の拡大、養殖方法の改善又は経営の合理化に必要な施設の導入を図るものであること。

カ 水産加工業の経営規模の拡大、装備の近代化、加工方法の改善又は経営の合理化に必要な施設の導入を図るものであること。

キ 漁協等が、その構成員の生産性の向上又は経営の合理化の促進に資するため水産物の流通及び加工施設の整備改善並びに漁場の改良、水産動植物増殖、就業者の養成確保又は漁村における環境整備等のための施設の導入を図るものであること。

(4) 資金の利率

融資機関が漁業者等に貸し付ける利子補給の基準となる金利（基準金利）、県の利子補給率及び県の利子補給により漁業者等に貸し付ける利率（貸付利率）は別に定める「水産制度資金の貸付利率等決定基準」によるものとする。ただし、市町村等の利子補給により漁業者等に対する貸付利率の引下げを行うことは差し支えないものとする。

(5) 資金の償還期限及び据置期間

ア 償還期限及び据置期間については、令第2条に規定されているところであるが、原則として次表の償還期限以内とする。なお、「資金の種類」の欄に掲げない資金については、類似する資金の償還期限を適用するものとし、据置期間は償還期限に含まれるものとする。

資金の種類		償還期限	据置期間
1号資金	総トン数が 130 トン（特別の理由がある場合において、農林水産大臣が、漁業の種類を指定してその漁業に従事する漁船につき 130 トンを超える総トン数を定めたときは、その総トン数とする。以下同じ。）未満の漁船の建造若しくは取得又は改造後の漁船の総トン数が 130 トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	20 年（木船にあつては 9 年、漁船の改造に必要な資金であつて船体以外の部分のみに係るものにあつては 10 年）	3 年（木船にあつては 2 年）
2号資金	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は 3 号資金若しくは 4 号資金の項に掲げるものを除く。）	15 年（法第 2 条第 1 項第 6 号から第 10 号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第 5 条に規定する者を除く。以下「漁業協同組合等」という。）に貸し付けられるものにあつては、20 年）	3 年
3号資金	漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調製供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、養殖水産物収穫用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	7 年（漁業協同組合等に貸し付けられるものにあつては、10 年）	2 年
4号資金	漁具又は養殖いかだその他農林水産大臣が定める養殖施設の取得に必要な資金	5 年（定置網（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 60 条第 3 項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては 10 年）	2 年
5号資金	ぶり、うなぎその他の成育期間が通常 1 年以上である水産動植物であつて農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）	5 年	2 年（農林水産大臣が指定するものにあつては、3 年）
6号資金	有線放送施設その他の漁村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣が定めるものの改良、造成又は取得に必要な資金（漁業協同組合等に貸し付けられるものに限る。）	5 年以上 20 年以内で農林水産大臣が指定する期間	3 年
7号資金	前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	5 年以上 15 年以内で農林水産大臣が指定する期間	2 年又は 3 年のいずれかで農林水産大臣が指定する期間

イ 資金の償還期限及び据置期間の特例については、ガイドライン第2の5(1)ただし書に定めるところによる。

ウ 貸付利率が同率の2種以上の資金(6号資金を除く。)を同時に貸し付ける場合(セット融資)における償還期限及び据置期間の算定は、それぞれ加重平均により算出される数値の1年未満の端数を切り上げた期間以内とし、その資金種類の所属は事業費割合の高いものとする。

例 償還期限 15年(据置3年)のもの500万円、償還期限7年(据置2年)のもの100万円の場合

償還期限 $\{(500 \times 15) + (100 \times 7)\} / (500 + 100) = 13.7 \cdots \cdots 14$ 年

据置期間 $\{(500 \times 3) + (100 \times 2)\} / (500 + 100) = 2.8 \cdots \cdots 3$ 年

(6) 資金の融資率及び償還方法

ア 融資率

融資率は、当該施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とし、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

$(\text{総事業費} - \text{補助金} - \text{事務費} - \text{自己労働費} - \text{手持資材費}) \times 8 \text{割}$

ただし、借入者の自己資金の状況等から、融資率が100分の80を超える資金の貸付けが必要であって、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当すると認められる場合には、この限度を超えて貸し付けることができる。

(ア) 当該融資に係る事業規模が当該漁業者等の経営規模からみて妥当なものであり、当該融資に係る償還確実性が十分に確保されていること。

(イ) 浜の活力再生プラン、浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン等の事業に取り組む漁業者若しくは漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき漁業経営改善計画を策定し、知事から認定を受けた漁業者(経営改善漁業者)であること。

(ウ) 大雨、台風、地震等の自然災害からの早急な復旧が必要であること。

イ 貸付金の償還方法

(ア) 貸付金の償還方法は、原則として各償還日ごとに、万円単位の元本均等償還とし、端数については最終償還日で調整する。ただし、最終償還額は、各償還日の償還額を超えないものとする。

(イ) 各地区の約定償還日は、原則として次表のとおりとする。

期日 地区	3月	6月	9月	12月
気仙	20日	20日	20日	20日
上閉伊	22日	22日	22日	22日
下閉伊	24日	24日	24日	24日
九戸	26日	26日	26日	26日

第3 資金需要額調査表の作成

融資機関は、毎年度、翌年度における漁業近代化資金需要額調査表(様式第1号)を知事に提出するものとする。

第4 利子補給承認申請手続及び利子補給承認

1 利子補給承認申請時期

漁業近代化資金利子補給承認申請書(電算要領、様式第1号)の提出期限は、県の利子補給に係る承認

月の前月 20 日とする。ただし、その事業が急を要するものについてはこの限りではない。

2 利子補給承認申請手続

利子補給承認申請手続は、次により行うものとする。

(1) 単協が融資機関の場合

単協は、漁業者等から借入申込みを受け、その借入申込みに対し貸し付けようとするときは、利子補給承認申請書に、漁業近代化資金審査調書（様式第 3 号）及び借入申込書の写しを添付して知事に提出するものとする。ただし、信漁連又は中金から貸付原資の供給を受ける場合には、借入申込書の写しを省略することができる。

(2) 信漁連又は中金が融資機関の場合

信漁連又は中金は、漁業者等から借入申込みを受け、その借入申込みに対し貸し付けようとするときは、利子補給承認申請書に、漁業近代化資金審査調書及び借入申込書の写しを添付して知事に提出するものとする。

3 利子補給承認

(1) 知事の行う利子補給の承認は、原則として毎年 1 月、3 月、5 月、7 月、9 月及び 11 月の各月下旬に行うものとする。ただし、必要止むを得ないと認められる場合は、この限りではない。

(2) 知事は、融資機関から漁業近代化資金利子補給承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、関係機関（漁業近代化資金制度の運営に関係する漁業協同組合、金融機関、県関係室課等の機関をいう。）に対し個別に意見照会を行った上で、利子補給承認の適否の決定を行う。

(3) 知事は、利子補給の適否を決定したときは、規則第 6 条に基づき、承認するものについては、当該融資機関に対し利子補給承認書（電算要領、様式第 2 号）を交付し、承認しないものについては、漁業近代化資金利子補給不承認通知書（様式第 4 号）をもって通知するものとする。

4 利子補給承認前着工（事前着工）

(1) 知事の利子補給承認書の交付前に、施設等の造成、改良又は取得に着手（以下「事前着工」という。）することは、原則として認めないものとする。ただし、漁期を著しく失するおそれがある場合、対象物が入手困難になるおそれがある場合等、真にやむを得ない場合には、利子補給承認申請書の提出後の事前着工は認めるものとし、融資機関は漁業近代化資金事前着工承認申請書（様式第 5 号）を知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 県の行う利子補給の承認が年 6 回であることにかんがみ、資金借入希望の漁業者等は、真に借入れを必要とする時期を勘案のうえ、その時期に適した県の承認が得られるよう、早目に借入申込関係書類の作成提出を行うことが必要であること。

5 貸付限度額超過に係る特例申請

第 2 の 2 表に掲げる貸付限度額を超えて借入れを希望する場合は、利子補給承認申請書の提出に併せて、貸付限度額超過に係る理由を付した特例承認申請書（様式第 6 号）を知事へ提出し、その承認を受けるものとする。

第 5 貸付けの実行及び資金管理等

1 貸付けの実行

(1) 貸付けの実行（貸付留保金又は普通貯金への振替え）は、融資機関があらかじめ定める毎月の貸付実行日（毎月 1 回）に請求書、領収書等により借入申込者が事業に着手したことを確認のうえ行うものとする。ただし、貸付けの実行は、利子補給承認書の交付の日から 90 日を経過してはならない。

(2) 利子補給承認書の交付の日から 90 日以内に貸付けを実行できない場合において、借入申込者が事

業を実施することが確実であると認めるときは、漁業近代化資金貸付実行延期届（様式第7号）を知事に提出するものとする。

- （3） 漁業近代化資金借用証書の作成にあたっては最終償還期限、償還期日、償還金額等は、利子補給承認書に基づいて記入し、借入者、連帯保証人の署名押印、収入印紙の貼付及び消印を必ず行うこと。
- （4） 貸付実行に当たっては、現金渡しは行わず、貸付留保する場合は、貸付留保金へ、貸付留保しない場合は普通貯金へ全額振り替えるものとする。

2 貸付実行報告

貸付けを実行した融資機関は、実行後別に定める期日までに漁業近代化資金貸付実行報告書（電算要領、様式第3号）を作成し、知事に提出するものとする。

3 資金管理

融資機関は、漁業近代化資金の貸付けに係る債権の確認保全等善良な管理を行うものとする。

第6 利子補給の辞退及び取消

- 1 利子補給承認書の交付を受けた後、貸付実行前に、融資機関の金融上の都合により貸付不能になった場合又は借入申請者がその融資に係る事業を取り止め若しくは事業計画を変更したため借入れを辞退した場合は、当該融資機関は、漁業近代化資金利子補給辞退届（様式第8号）及び漁業近代化資金特例償還等報告書（電算要領、様式第7号）を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、漁業近代化資金利子補給承認取消通知書（様式第9号）をもって、融資機関に対し通知するものとする。

第7 事業計画の変更等

1 事業計画等の変更

融資機関は、県の利子補給承認書の交付後において借受者が次の事項に該当する事業計画等の変更を生じた場合には、当該借入者と協議のうえ、漁業近代化資金利子補給計画変更承認申請書（電算要領、様式第6号）に漁業近代化資金利子補給計画変更調書（様式第10号）を添付して知事に提出するものとする。ただし、用途の変更及び利子補給の承認を得た貸付金額の増額は、一切認めないものとする。

- （1） 事業費の減少により資金の融資率が80%を上回る変更をする（貸付金額を減少する）場合
- （2） 施設の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる施設の構造又は機械機具の能力若しくは数量の変更をする場合（変更設計書の写し、行政庁の許認可証の写し等を添付すること。）
- （3） 事業量、事業費の増減により規則第2条に規定する利子補給率の変更を必要とする場合
- （4） 国又は地方公共団体の補助金等の交付を受け、既に貸付けされた資金の一部を繰上償還したことにより、約定償還額の変更をしなければならないとき。
- （5） 借受者又は借受者と生計を一にする親族の死亡、疾病、負傷等により当該貸付金の償還期限等をやむを得ず変更しなければならないとき。
- （6） 天災等により著しい損失を受け、貸付金の償還期限等をやむを得ず変更しなければならないとき。

2 借受者の変更

借受者が死亡、合併等した場合、借受者が有していた債務は、相続人、承継法人又は生計を一にするものに限り承継することができるものとし、融資機関は漁業近代化資金借受者変更届（様式第11号）を知事に提出するものとする。

3 繰上償還

漁業近代化資金の借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに繰上償還の手続きをとるも

のとし、融資機関はその旨を遅滞なく漁業近代化資金特例償還等報告書により知事に提出するものとする。ただし、自己の責めに帰さない事由により融資対象施設が滅失した場合においては、引き続き融資対象施設が存続するものとして継続することができる。

- (1) 借受者が融資対象施設の売却等により繰上償還しなければならなくなった場合
- (2) 当該資金を借り入れた後において国、県又は市町村からの補助金の交付、若しくは他の制度資金の貸付けを当該事業に対して受けたため、その額に相当する額を繰上償還しなければならなくなった場合
- (3) 融資機関における融資対象事業の完了確認により、融資率の超過、目的外流用等の事実が判明した場合
- (4) 国又は県の融資状況調査により不当又は不適正融資として指摘され、繰上償還を命ぜられた場合

第8 事業完了確認

- 1 借受者は、融資対象事業が完了したときは、漁業近代化資金事業完了届（様式第12号）を事業完了の日から10日以内に融資機関に提出するものとする。ただし、事業内容が3に定める事業実施確認記録表等によって明白に確認できる場合、例えば、漁業協同組合の購買事業により供給される融資対象物件を信漁連の融資により購入する場合等については、提出を省略することができるものとする。
- 2 借受者は、借入金の使途を証する書類（請負契約書、売買契約書、請求書、領収書、出来高証明書等）を借入金償還完了まで保管するものとする。
- 3 融資機関は、貸付金の使途を確認するため漁業近代化資金事業実施確認記録表（様式第13号）を借受者別に作成し、貸付金の償還完了まで保管するものとする。ただし、事業実施確認記録表の内容を網羅するもので融資機関が独自に定める様式がある場合は、その様式を使用しても差し支えないものとする。

第9 利子補給金の請求をしようとする融資機関は、毎年次の期間別に知事に対して漁業近代化資金利子補給金請求書（様式第14号）に漁業近代化資金利子補給計算書を添えて提出するものとする。

第10 利子補給金の交付

- 1 知事は、第9に規定する請求書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その内容が規則及び契約書に適合すると認めるときは、請求書を受理したときから30日以内に利子補給金を交付するものとする。
- 2 単協に対する利子補給金の交付は、毎年1月1日から6月30日までの期間に係るもの及び7月1日から12月31日までの期間に係るものに分けてそれぞれの単協の利子補給金の代理受領委任状（様式第15号）により信漁連に一括交付するものとする。

第11 融資状況の調査

知事は、本制度の適正な運用を図るために融資状況及び融資対象事業の実施状況を調査するものとし、この場合、融資機関は知事に協力しなければならない。

第12 利子補給金の打切り等

知事は、規則第7条の規定に基づく措置については厳格にこれを行うものとし、融資機関においては、このような事態が生じないように特に留意するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 11 月 16 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 18 日から施行し、この要領による改正後の漁業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 8 日から施行し、この要領による改正後の岩手県漁業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 24 日から施行し、この要領による改正後の岩手県漁業近代化資金事務取扱要領の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 2 日から施行し、この要領による改正後の第 2 の 4 (5) イの規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。